

補聴器の購入費を助成します！

令和8年7月開始

羽島市高齢者補聴器購入費助成金

助成対象者

この制度の対象となるのは、以下のすべての要件を満たす場合です

- 羽島市に住民票がある65歳以上の方
- 両耳の聴力レベルがそれぞれ40デシベル以上であること
- 聴覚障害による身体障害者手帳の交付を受けていないこと
- 市税を滞納していない世帯であること

助成内容

助成金額

最大4万円

(補聴器の購入費用の2分の1)



注意点

補聴器を購入する前に必ず市に申請してください。

以下の費用は助成対象外です

- 付属品のみ
- 診察料
- 文書料
- 補聴器の修理費用

羽島市役所 高齢福祉課 高齢福祉係

☎ 058-392-1111 (内線 2552)

助成の流れは裏面

助成の流れ

① 申請書の入手

高齢福祉課で、申請書と医師意見書を受け取ります。

※ [市のホームページからもダウンロードできます。](#)

② 耳鼻咽喉科の受診

医師意見書を持参して、耳鼻咽喉科を受診します。
医師に意見書を記入してもらってください。

※ [診察料や文書料は自己負担となります。](#)

③ 見積書の入手

市内の補聴器販売店、又は認定補聴器専門店で見積書を発行してもらいます。

※ [羽島市外店舗については、認定補聴器専門店のみに限ります。](#)

④ 申請書の提出

申請書、医師意見書、見積書を高齢福祉課に提出します。

※ [各年度の3月については申請できません。](#)

⑤ 助成金交付の決定

市から、助成金交付決定の通知書を送付します。

※ [通知の決定連絡があるまでは、補聴器を購入しないでください。](#)

⑥ 補聴器の購入

補聴器を購入します。

購入時に補聴器販売店から領収書を発行してもらってください。

⑦ 請求書の提出

補聴器購入費助成金交付請求書と領収書の写しを高齢福祉課に提出します。

⑧ 助成金の振込み

指定の口座に助成金が振り込まれます。